

第 31 号議案 長崎市奨学金条例の一部を改正する条例

	ページ
1 改正の理由	1
2 給付型奨学金の創設	1
3 大学生への貸与型奨学金の廃止	1
4 国・県・市の奨学金制度	2
5 長崎市の奨学金貸与状況	2
6 新旧対照表	3～16

教育委員会

平成 30 年 2 月



1 改正の理由

現在、国や県において、大学生向けの奨学金が拡充されている中、長崎市の奨学金を利用する大学生は年々減少していることから、大学生の貸与型奨学金を廃止し、一時的に多額の費用を要する高校入学準備の負担軽減のため、入学に係る給付型奨学金制度を創設するもの。

2 給付型奨学金の創設

(1) 名称

高校生等入学給付金

(2) 対象者

次の要件を満たす者の保護者。ただし、生活保護世帯及び市民税所得割非課税世帯は除く。

ア 高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程および中等教育学校の後期課程のうち通信制でない学校(以下「高等学校等」という。)に在学すること

イ 経済的な理由によって修学が困難であること(就学援助における準要保護者相当)

(3) 給付額

高校生等1人につき63,200円(生活保護費で支給される入学準備金相当額)

(4) 施行日

平成30年4月1日

(参考)長崎市内の高校の入学費用

市立・県立平均(8校)	150,919円
私立平均(11校)	241,408円

(平成30年1月 長崎市教育委員会調査)

3 大学生への貸与型奨学金の廃止

(1) 施行日

平成31年4月1日(平成30年度まで新規募集を行うとともに、平成31年度から廃止。)

(2) 平成30年度までに貸与の決定を受けていた者の取り扱い

平成31年度以降も貸与の継続を希望する者は、在学期間中貸与する。

4 国・県・市の奨学金制度

		国の制度	長崎県の制度	長崎市の制度	
奨学金制度		高等学校等		大学(専門学校含む)	
		入学一時金	奨学金	入学一時金	奨学金
		長崎市 (教育委員会)	(新設) 高校生等 入学給付金 (高校生等一人あたり63,200円)	貸与型 (月1万円)	制度なし
長崎県 (育英会)	制度なし	貸与型 (月1万円～3.5万円)	一時金 貸与 (30万円)	貸与型 (月4.1万円、4.7万円)	
国 (日本学生 支援機構)	制度なし	制度なし	一時金貸与 (利息付) (10～50万円)	貸与型 (無利息)(利息付) (月3万円～6.4万円)	
			一時金給付 (24万円)	給付型(H30から本格実施) (月2万円～4万円) ※私立自宅外(月4万円)を平成 29年度先行実施	

■国の奨学金事業の拡充

- ・給付型奨学金制度の本格実施【平成30年度から】
- ・低所得者世帯の無利子奨学金の貸与に係る成績基準を撤廃【平成29年度から】
- ・無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施【平成29年度から】

■県の奨学金事業の拡充

- ・大学入学時の一括貸与(30万円)を実施【平成29年度から】

5 長崎市の奨学金貸与状況

	高校生			大学生			合計		
	新規	継続	計	新規	継続	計	新規	継続	計
H20	15	0	15	23	83	106	38	83	121
H21	20	15	35	14	61	75	34	76	110
H22	49	31	80	26	51	77	75	82	157
H23	45	62	107	15	53	68	60	115	175
H24	52	74	126	16	42	58	68	116	184
H25	46	78	124	12	43	55	58	121	179
H26	39	88	127	5	37	42	44	125	169
H27	30	78	108	11	30	41	41	108	149
H28	26	62	88	6	25	31	32	87	119
H29	22	49	71	5	17	22	27	66	93

6 新旧対照表

(第1条関係)

現行	改正後(案)
<p>○長崎市奨学金条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月23日 条例第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、経済的な理由によつて修学が困難な者に対し、奨学金を貸与し、もつて教育の機会均等を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>奨学金</u> この条例により市長が貸与する学資をいう。</p> <p>(2) <u>奨学生</u> 奨学金の貸与を受ける者をいう。</p> <p>(3) <u>自宅通学</u> 奨学生がその生計を主として維持する者と同居する場合又はこれに準ずると認められる場合をいう。</p>	<p>○長崎市奨学金条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月23日 条例第2号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、経済的な理由によつて修学が困難な者に対し、奨学金を貸与し、<u>又は給付し</u>、もつて教育の機会均等を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>奨学金</u> この条例により市長が貸与し、又は給付する学資をいう。</p> <p>(2) <u>貸与型奨学金</u> この条例により市長が貸与する奨学金をいう。</p> <p>(3) <u>高校生等入学給付金</u> この条例により市長が給付する奨学金をいう。</p> <p>(4) <u>貸与奨学生</u> 貸与型奨学金を受ける者をいう。</p> <p>(5) <u>自宅通学</u> 貸与奨学生がその生計を主として維持する者と同居す</p>

(貸与資格)

第3条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) その生計を主として維持する者が市内に住所を有していること、又は市長が特別の理由があると認める事由により市外に住所を有していること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校のうち、次のいずれかに在学すること。
 - ア 大学（通信による教育を行うもの、大学院及び短期大学を除く。）
 - イ 高等学校（通信制の課程を除く。）
 - ウ 中等教育学校（後期課程（通信制の課程を除く。）に限る。）
 - エ 特別支援学校（高等部（通信による教育を行うものを除く。）に限る。）
 - オ 高等専門学校
 - カ 専修学校（高等課程に限る。）
- (3) 経済的な理由によつて修学が困難であること。
- (4) 品行方正であること。

る場合又はこれに準ずると認められる場合をいう。

(貸与又は給付の資格)

第3条 貸与型奨学金を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) その生計を主として維持する者が市内に住所を有していること、又は市長が特別の理由があると認める事由により市外に住所を有していること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校のうち、次のいずれかに在学すること。
 - ア 大学（通信による教育を行うもの、大学院及び短期大学を除く。）
 - イ 高等学校（通信制の課程を除く。）
 - ウ 中等教育学校（後期課程（通信制の課程を除く。）に限る。）
 - エ 特別支援学校（高等部（通信による教育を行うものを除く。）に限る。）
 - オ 高等専門学校
 - カ 専修学校（高等課程に限る。）
- (3) 経済的な理由によつて修学が困難であること。
- (4) 品行方正であること。

2 高校生等入学給付金を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者（以下「高校生等」という。）の保護者（親権を行う者、未

(奨学金の額)

第4条 奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第2号アに規定する学校に在学する者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
- ア 自宅通学 月額 1万4,000円
- イ 自宅通学以外 月額 1万6,000円
- (2) 前条第2号イからカまでに規定する学校に在学する者 月額 1万円

(利息)

第5条 奨学金には、利息を付さない。

成年後見人その他の者で、高校生等を現に監護するものをいう。以下同じ。) (高校生等に保護者がいない場合にあつては、当該高校生等。以下同じ。)であつて、市内に住所を有するもの又は市長が特別の理由があると認める事由により市外に住所を有するもの(以下「高校生等の保護者」という。)とする。

- (1) 前項第2号イ、ウ、オ又はカに規定する学校のいずれかに在学すること。
- (2) 経済的な理由によって修学が困難であること。

(奨学金の額)

第4条 貸与型奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1項第2号アに規定する学校に在学する者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
- ア 自宅通学 月額 1万4,000円
- イ 自宅通学以外 月額 1万6,000円
- (2) 前条第1項第2号イからカまでに規定する学校に在学する者 月額 1万円

2. 高校生等入学給付金の額は、高校生等1人につき6万3,200円とする。

(利息)

第5条 貸与型奨学金には、利息を付さない。

(貸与の期間及び方法)

第6条 奨学金を貸与する期間は、第8条の規定による決定の際に、奨学生が在学する学校における当該奨学生が存する学年の初日の属する月から、当該学校に入学した日の属する月の初日から起算して当該奨学生に係る教育課程の修業年限の年数を経過する日の属する月までとする。

2 貸与の方法は、市長が別に定める。

(貸与の申請)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、市長が別に定めるところにより、連帯保証人を立てなければならない。

(奨学生の決定等)

第8条 市長は、予算の範囲内で、申請者の学習成績並びに申請者の生計を主として維持する者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の状況を勘案し、奨学生を決定する。

2 奨学生は、市長が定める日までに、貸与を受ける奨学金の返還を誓約する書類その他市長が必要と認める書類（次項において「誓約書等」という。）を提出しなければならない。

3 市長は、奨学生が誓約書等を提出しないときは、第1項の規定による奨学生の決定を取り消すことができる。

(貸与の期間及び方法)

第6条 貸与型奨学金を貸与する期間は、第8条第1項の規定による決定の際に、貸与奨学生が在学する学校における当該奨学生が存する学年の初日の属する月から、当該学校に入学した日の属する月の初日から起算して当該貸与奨学生に係る教育課程の修業年限の年数を経過する日の属する月までとする。

2 貸与の方法は、市長が別に定める。

(貸与の申請)

第7条 貸与型奨学金を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、市長が別に定めるところにより、連帯保証人を立てなければならない。

(貸与奨学生の決定等)

第8条 市長は、予算の範囲内で、申請者の学習成績並びに申請者の生計を主として維持する者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の状況を勘案し、貸与奨学生を決定する。

2 貸与奨学生は、市長が定める日までに、貸与型奨学金の返還を誓約する書類その他市長が必要と認める書類（次項において「誓約書等」という。）を提出しなければならない。

3 市長は、貸与奨学生が誓約書等を提出しないときは、第1項の規定による貸与奨学生の決定を取り消すことができる。

(報告の義務)

第9条 奨学生は、毎年度、市長が別に定めるところにより、修学状況を市長に報告しなければならない。

(貸与の停止等)

第10条 市長は、奨学生が次の各号に掲げる事由（以下この条において「停止事由」という。）のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を停止する。

- (1) 留学、病気その他の理由により、休学したとき。
- (2) 前条の規定による報告をしないとき。

2 市長は、奨学生が停止事由に該当しないこととなつたときは、奨学金の貸与を再開する。

3 市長は、第1項第2号に規定する停止事由に該当するため貸与を停止していた場合において、前項の規定により貸与を再開したときは、貸与を停止しなければ貸与することとしていた奨学金を、市長が別に定める方法により、貸与するものとする。

(貸与の終了等)

第11条 市長は、第6条第1項に規定する奨学金を貸与する期間の満了により、奨学金の貸与を終了する。

2 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、奨学金の貸与を終了する。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当しないこととなつたとき。

(報告の義務)

第9条 貸与奨学生は、毎年度、市長が別に定めるところにより、修学状況を市長に報告しなければならない。

(貸与の停止等)

第10条 市長は、貸与奨学生が次の各号に掲げる事由（以下この条において「停止事由」という。）のいずれかに該当するときは、貸与型奨学金の貸与を停止する。

- (1) 留学、病気その他の理由により、休学したとき。
- (2) 前条の規定による報告をしないとき。

2 市長は、貸与奨学生が停止事由に該当しないこととなつたときは、貸与型奨学金の貸与を再開する。

3 市長は、第1項第2号に規定する停止事由に該当するため貸与を停止していた場合において、前項の規定により貸与を再開したときは、貸与を停止しなければ貸与することとしていた貸与型奨学金を、市長が別に定める方法により、貸与するものとする。

(貸与の終了等)

第11条 市長は、第6条第1項に規定する貸与型奨学金を貸与する期間の満了により、貸与型奨学金の貸与を終了する。

2 市長は、貸与奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、貸与型奨学金の貸与を終了する。

- (1) 第3条第1項各号のいずれかに該当しないこととなつたとき。

(2) 災害、負傷、病気その他の理由により、修学の見込みがないとき。

(3) 奨学金を必要としないこととなつたとき。

(4) その他市長が奨学生として適当でないとき。

(奨学金の返還)

第12条 前条の規定により奨学金の貸与が終了したときは、奨学生であつた者は、市長が別に定めるところにより、貸与を受けた奨学金の借入を証する書類その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

2 奨学生であつた者は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過する月の翌月から10年（第13条の規定により返還を猶予されたときは、10年に当該猶予された期間を合算した期間）以内に、貸与を受けた奨学金を市長に返還しなければならない。

3 奨学生であつた者は、年賦、半年賦、月賦その他の割賦の方法によつて、貸与を受けた奨学金を市長に返還しなければならない。ただし、奨学生であつた者は、いつでも貸与を受けた奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

4 市長は、奨学生であつた者が、正当な理由がなく、前項の規定による返還を怠つたときは、前2項の規定にかかわらず、市長が指定する日までに、貸与を受けた奨学金の返還未済額の全部を返還させることができる。

(返還の猶予)

(2) 災害、負傷、病気その他の理由により、修学の見込みがないとき。

(3) 貸与型奨学金を必要としないこととなつたとき。

(4) その他市長が貸与奨学生として適当でないとき。

(貸与型奨学金の返還)

第12条 前条の規定により貸与型奨学金の貸与が終了したときは、貸与奨学生であつた者は、市長が別に定めるところにより、貸与を受けた貸与型奨学金の借入を証する書類その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

2 貸与奨学生であつた者は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過する月の翌月から10年（第13条の規定により返還を猶予されたときは、10年に当該猶予された期間を合算した期間）以内に、貸与を受けた貸与型奨学金を市長に返還しなければならない。

3 貸与奨学生であつた者は、年賦、半年賦、月賦その他の割賦の方法によつて、貸与を受けた貸与型奨学金を市長に返還しなければならない。ただし、貸与奨学生であつた者は、いつでも貸与を受けた貸与型奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

4 市長は、貸与奨学生であつた者が、正当な理由がなく、前項の規定による返還を怠つたときは、前2項の規定にかかわらず、市長が指定する日までに、貸与を受けた貸与型奨学金の返還未済額の全部を返還させることができる。

(返還の猶予)

第13条 市長は、奨学生であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 学校教育法に規定する学校に在学するとき。
- (2) 災害、負傷、病気その他特別の事情により貸与を受けた奨学金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還の免除)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 奨学生又は奨学生であつた者（以下「奨学生等」という。）が死亡し、又は著しい心身障害の状態となつたとき。
- (2) その他特別の理由により、奨学生であつた者又はその連帯保証人が奨学金を返還することが困難であると市長が認めるとき。

(届出の義務)

第15条 奨学生等は、奨学生等又はその連帯保証人の住所又は氏名の変更その他の市長が別に定める事由が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 奨学生が死亡し、又は奨学生であつた者が貸与を受けた奨学金の全部を返還する前に死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、直ちに市長に届け出なければならない。

第13条 市長は、貸与奨学生であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与型奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 学校教育法に規定する学校に在学するとき。
- (2) 災害、負傷、病気その他特別の事情により貸与を受けた貸与型奨学金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還の免除)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与型奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 貸与奨学生又は貸与奨学生であつた者（以下「貸与奨学生等」という。）が死亡し、又は著しい心身障害の状態となつたとき。
- (2) その他特別の理由により、貸与奨学生であつた者又はその連帯保証人が貸与型奨学金を返還することが困難であると市長が認めるとき。

(届出の義務)

第15条 貸与奨学生等は、貸与奨学生等又はその連帯保証人の住所又は氏名の変更その他の市長が別に定める事由が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 貸与奨学生が死亡し、又は貸与奨学生であつた者が貸与を受けた貸与型奨学金の全部を返還する前に死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、直ちに市長に届け出なければならない。

(給付の申請)

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第16条 高校生等入学給付金を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(給付の決定)

第17条 市長は、予算の範囲内で、申請者の生計を主として維持する者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の状況等を勘案し、高校生等入学給付金の給付を決定する。

(給付決定の取消)

第18条 市長は、偽りその他不正の手段により、高校生等入学給付金の給付の決定を受けた者があるときは、その者の給付の決定を取り消すことができる。

(高校生等入学給付金の返還)

第19条 市長は、前条の規定により高校生等入学給付金の給付の決定を取り消した場合において、既に高校生等の保護者が高校生等入学給付金を受けているときは、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に長崎市奨学金貸与規則（昭和32年長崎市規則第4号。以下「旧規則」という。）の規定により市長が決定した奨学生は、この条例の規定により市長が決定した奨学生とみなす。この場合において、平成17年1月3日までに旧香焼町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町若しくは旧三和町の長が決定した奨学生又は平成18年1月3日までに旧琴海町の長が決定した奨学生については、第14条の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に旧規則の規定による奨学金の貸与を受けるため申請した者は、この条例の規定により申請した者とみなす。

- 2 この条例の施行前に長崎市奨学金貸与規則（昭和32年長崎市規則第4号。以下「旧規則」という。）の規定により市長が決定した奨学生は、この条例の規定により市長が決定した奨学生とみなす。この場合において、平成17年1月3日までに旧香焼町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町若しくは旧三和町の長が決定した奨学生又は平成18年1月3日までに旧琴海町の長が決定した奨学生については、第14条の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に旧規則の規定による奨学金の貸与を受けるため申請した者は、この条例の規定により申請した者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の長崎市奨学金条例（以下「第1条改正後条例」という。）の高校生等入学給付金に係る規定は、この条例の施行の日以後に第1条改正後条例第3条第1項第2号イ、ウ、オ又はカの学校に新たに在学することとなる者について適用する。
- 3 (略)
- (長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)
- 4 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の項第16号、別表第2市長の項第16号及び別表第3教育委員会の項第1号中「貸与」の次に「又は給付」を加える

2

(第2条関係)

現行	改正後(案)
<p data-bbox="360 432 607 459">○長崎市奨学金条例</p> <p data-bbox="898 485 1111 563">平成21年3月23日 条例第2号</p> <p data-bbox="322 584 394 611">(目的)</p> <p data-bbox="277 635 1099 746">第1条 この条例は、経済的な理由によつて修学が困難な者に対し、奨学金を貸与し、又は給付し、もつて教育の機会均等を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="322 772 394 799">(定義)</p> <p data-bbox="277 823 1099 901">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="300 919 1099 1235">(1) 奨学金 この条例により市長が貸与し、又は給付する学資をいう。 (2) 貸与型奨学金 この条例により市長が貸与する奨学金をいう。 (3) 高校生等入学給付金 この条例により市長が給付する奨学金をいう。 (4) 貸与奨学生 貸与型奨学金を受ける者をいう。 (5) <u>自宅通学 貸与奨学生がその生計を主として維持する者と同居する場合又はこれに準ずると認められる場合をいう。</u></p>	<p data-bbox="1218 432 1464 459">○長崎市奨学金条例</p> <p data-bbox="1756 485 1968 563">平成21年3月23日 条例第2号</p> <p data-bbox="1180 584 1252 611">(目的)</p> <p data-bbox="1135 635 1957 746">第1条 この条例は、経済的な理由によつて修学が困難な者に対し、奨学金を貸与し、又は給付し、もつて教育の機会均等を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="1180 772 1252 799">(定義)</p> <p data-bbox="1135 823 1957 901">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1158 919 1957 1187">(1) 奨学金 この条例により市長が貸与し、又は給付する学資をいう。 (2) 貸与型奨学金 この条例により市長が貸与する奨学金をいう。 (3) 高校生等入学給付金 この条例により市長が給付する奨学金をいう。 (4) 貸与奨学生 貸与型奨学金を受ける者をいう。</p>

(貸与又は給付の資格)

第3条 貸与型奨学金を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) その生計を主として維持する者が市内に住所を有していること、又は市長が特別の理由があると認める事由により市外に住所を有していること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校のうち、次のいずれかに在学すること。

ア 大学（通信による教育を行うもの、大学院及び短期大学を除く。）

イ 高等学校（通信制の課程を除く。）

ウ 中等教育学校（後期課程（通信制の課程を除く。）に限る。）

エ 特別支援学校（高等部（通信による教育を行うものを除く。）に限る。）

オ 高等専門学校

カ 専修学校（高等課程に限る。）

- (3) 経済的な理由によつて修学が困難であること。
- (4) 品行方正であること。

2 高校生等入学給付金を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者（以下「高校生等」という。）の保護者（親権を行う者、未

(貸与又は給付の資格)

第3条 貸与型奨学金を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) その生計を主として維持する者が市内に住所を有していること、又は市長が特別の理由があると認める事由により市外に住所を有していること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校のうち、次のいずれかに在学すること。

ア 高等学校（通信制の課程を除く。）

イ 中等教育学校（後期課程（通信制の課程を除く。）に限る。）

ウ 特別支援学校（高等部（通信による教育を行うものを除く。）に限る。）

エ 高等専門学校

オ 専修学校（高等課程に限る。）

- (3) 経済的な理由によつて修学が困難であること。
- (4) 品行方正であること。

2 高校生等入学給付金を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者（以下「高校生等」という。）の保護者（親権を行う者、未

成年後見人その他の者で、高校生等を監護するものをいう。以下同じ。) (高校生等に保護者がいない場合にあつては、当該高校生等。以下同じ。) であつて、市内に住所を有するもの又は市長が特別の理由があると認める事由により市外に住所を有するもの(以下「高校生等の保護者」という。)とする。

- (1) 前項第2号イ、ウ、オ又はカに規定する学校のいずれかに在学すること。
- (2) 経済的な理由によつて修学が困難であること。
(奨学金の額)

第4条 貸与型奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1項第2号アに規定する学校に在学する者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
ア 自宅通学 月額 1万4,000円
イ 自宅通学以外 月額 1万6,000円
- (2) 前条第1項第2号イからカまでに規定する学校に在学する者 月額 1万円

2 高校生等入学給付金の額は、高校生等1人につき6万3,200円とする。

(中略)

成年後見人その他の者で、高校生等を監護するものをいう。以下同じ。) (高校生等に保護者がいない場合にあつては、当該高校生等。以下同じ。) であつて、市内に住所を有するもの又は市長が特別の理由があると認める事由により市外に住所を有するもの(以下「高校生等の保護者」という。)とする。

- (1) 前項第2号ア、イ、エ又はオに規定する学校のいずれかに在学すること。
- (2) 経済的な理由によつて修学が困難であること。
(奨学金の額)

第4条 貸与型奨学金の額は、月額1万円とする。

2 高校生等入学給付金の額は、高校生等1人につき6万3,200円とする。

(中略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 (略)
- 3 第2条の規定による改正後の長崎市奨学金条例の貸与奨学生に係る規定は、平成31年4月1日以後に決定する貸与奨学生について適用し、同日前に決定した貸与奨学生については、なお従前の例による。
- 4 (略)